

倫理規程

(総則)

第1条 特定非営利活動法人福岡県マンション管理士会（以下「当法人」という。）は管理組合の運営その他マンションの管理全般に関し、専門的知識をもって管理組合の役員区分所有者等の相談に応じ、助言・指導その他の支援を行うものであり、その業務の遂行には高度の知識と豊富な経験が必要とされるだけでなく高い倫理性が求められる。よって倫理観をもって行動するための規範として当法人所属の正会員（以下「会員」という。）に対しこの倫理規程を定める。

(誠実義務)

第2条 会員は、遵法精神に基づき顧客の利益を最大限に実施しなければならない。

(情報の開示)

第3条 会員は、顧客に対してその業務の適正、公正さを保つために必要な全ての情報を開示した上で、専門家としての業務を公正かつ道理に適った方法で提供しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第4条 会員は、当法人若しくは他の会員の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 会員は、他の法律で制限されている業務については、法に定める資格、認可を得ることなくかかる業務を行ってはならない。

(個人情報の保護)

第5条 会員は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(守秘義務)

第6条 会員は、正当な理由なくその業務上知り得た顧客の秘密を外部に漏らしてはならない。会員又はマンション管理士でなくなった後においても同様とする。

(自己責任)

第7条 会員は、自己の業務について当法人が責任を持つような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。

(不当な勧誘)

第8条 会員は、不当な目的のため品位、信用を損なう方法又は誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。また、依頼者の責任者等へ謝礼その他の対価を支払ってはならない。

(違法行為の助長)

第9条 会員は、詐欺的商取引、暴力その他これに類する違法又は不法行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(品位を損なう事業への参加)

第10条 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み、若しくは、これに加わり、又はこれらの事業に自己の名を利用させてはならない。

(職員の指導監督)

第11条 会員は、その事務所の業務に関し、事務に従事する者が違法又は不当行為に及ぶことのないように指導・監督しなければならない。

(不当な依頼の受任)

第12条 会員は、依頼の目的又は手段・方法において不当な依頼を受任してはならない。

(利益相反行為等の禁止)

第13条 会員は、依頼者と利益が相反する事項がある場合はこれを顧客に開示しなければならない。又、利益相反業務を受任してはならない。

(報酬の明示)

第14条 会員は、依頼者に対し、受任に際してその報酬金額又は算定方法を明示するように努めなければならない。

(不当な報酬)

第15条 会員は、依頼者又はその関係人から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し若しくはその約束をしてはならない。

(受任の趣旨の明確化)

第16条 会員は、受任の内容及び範囲を明確にして依頼された案件を受任するように努めなければならない。

(依頼の処理)

第17条 会員は、依頼を受任したときは速やかに着手し遅滞なく処理するように努めなければならない。

(依頼処理の報告)

第18条 会員は、依頼者に対し依頼案件の経過及びその帰趨に影響を及ぼす事項を必要に応じ報告し、依頼の結果を遅滞なく報告しなければならない。

(事情説明)

第19条 会員が、この規程に違反する行為を行ったとき又は違反行為を行っているという疑惑が発生したときは、倫理審査委員会は当該会員に対し事情説明を求めることがある。

2 倫理審査委員会から事情説明を求められた会員は、倫理審査委員会に対して事実を説明しなければならない。

3 倫理審査委員会での調査結果は、倫理審査委員長が理事会に報告する。

(懲戒)

第20条 当法人倫理規程に違反した会員が、理事会に於いて懲戒処分に付すると決議された場合は、定款第11条に基づき除名する。その場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

附 則

第1条 この倫理規程は、平成21年5月23日から施行する。

第2条 この倫理規程の設定、変更、廃止は総会決議で行う。